

# 大阪府道路公社役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大阪府道路公社（以下「公社」という。）の役員の報酬、手当及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

**第2条** 常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

- 2 常勤の役員以外の役員で、理事長が特に必要と認めるものに対しては、報酬を支給することができる。
- 3 前2項の報酬の月額、理事長が理事会の承認を経て定めるものとする。ただし、大阪府を退職し就任した役員に対する報酬の月額は、大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領〔制定 平成4年4月1日〕（以下「要領」という。）に定める報酬基準年額を大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領の運用について〔制定 平成4年4月1日〕に定めるところにより12で割り戻した額とし、理事会の承認を要しない。

(通勤手当)

**第3条** 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額は、大阪府職員の例による。
- 3 常勤の役員以外の役員で、理事長が特に必要と認めるものに対しては、通勤手当を実費弁償することができる。
- 4 前項の規定によって実費弁償する場合における当該実費弁償の額は、その者がその月の通勤に要した額とする。

(旅費)

**第4条** 役員が公社の業務に関して出張した場合には、当該役員に対し旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、大阪府の職員のうち指定職等の職務にある者の例による。

(支給方法)

**第5条** 役員の報酬、手当、旅費の支給方法は、公社の職員の例による。

(委任)

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、昭和58年4月13日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成元年12月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成2年12月21日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成3年12月20日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成6年3月25日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年度に限り、新規程第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の260」とあるのは「100分の270」とする。
- 3 前項の規定により平成6年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる役員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額とする。
  - (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において、新規程第4条第2項の規定により平成6年3月に支給されることとなる期末手当の額。
  - (2) 平成5年12月に支給される期末手当の額に27分の1を乗じて得た額。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 新規程第4条第2項は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 平成6年度に限り、新規程第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の250」とあるのは「100分の260」とする。
- 4 前項の規定により平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる役員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額とする。
  - (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において、新規程第4条第2項の規定により平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額。
  - (2) 平成6年12月に支給される期末手当の額に26分の1を乗じて得た額。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成10年3月25日から施行し、改正後の大阪府道路公社役員の報酬等に関する規程(以下「新規程」という。)第4条第2項の規定は、平成10年3月1日から適用する。
- 2 新規程第4条第2項の規定は、支給すべき基準日が平成10年3月1日以降である期末手当について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、大阪府を退職して役員に就任した者については、支給すべき基準日が平成10年3月1日である期末手当に係る新規程第4条第2項の規定の適用については、「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。
- 4 新規程を適用する場合においては、改正前の規程第4条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、新規程第4条第2項の規定による期末手当の内払とみなす。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年3月31日において在職する役員で同年4月1日以後も引き続き在職する者の同3月31日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

**附 則**

この規程は、平成11年4月12日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この規程は平成12年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。